

平成25年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により，平成25年度盛岡市一般会計

平成 25 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理事務	70,101,000	70,100,640
		コミュニティ施設建設事業	19,782,000	19,782,000
		国民体育大会開催施設整備事業	13,650,000	12,323,880
		つなぎ地区国民体育大会関連施設整備事業	32,951,000	32,951,000
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金支給事業	868,077,000	868,077,000
		老人福祉施設整備助成事業	210,000,000	210,000,000
	2 児童福祉費	総務事務	9,923,000	9,922,500
		私立児童福祉施設整備助成事業	35,631,000	35,631,000
		子育て世帯臨時特例給付金給付事業	325,794,000	325,794,000
		(仮称)土淵児童センター整備事業	141,816,000	97,700,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への補助金等	30,000,000	16,900,000
	2 清掃費	旧盛岡競馬場跡地整備事業	13,191,000	13,191,000
	3 保健所費	墓園管理運営事業	22,283,000	22,283,000
6 農林費	1 農業費	農業基盤整備事業	62,248,000	62,248,000
		農業施設維持管理事業	1,900,000	1,900,000
		総合交流ターミナル管理運営事業	49,021,000	49,020,120
	2 林業費	マツクイムシ被害防止対策事業	10,000,000	10,000,000
		市有林造成事業（補助）	23,588,000	23,588,000
7 商工費	1 商工費	歴史的街並み保存活用事業	333,045,000	333,044,800
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路橋りょう維持管理事業	15,500,000	15,500,000
		市道用地取得事業	239,000	239,000
		市道舗装二次改築事業	32,114,000	32,113,925
		市道舗装新設改良事業	34,892,000	34,891,000

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	67,559,000		2,541,640	
	19,607,000		175,000	
		6,600,000		5,723,880
		31,300,000		1,651,000
	868,077,000			
		210,000,000		
	9,922,500			
	31,672,000		3,959,000	
	325,794,000			
	47,551,000	29,800,000		20,349,000
		16,900,000		
		9,900,000		3,291,000
				22,283,000
				62,248,000
				1,900,000
	48,682,000		338,120	
	10,000,000			
	23,588,000			
	149,870,000	177,700,000		5,474,800
	8,525,000			6,975,000
				239,000
	17,663,000	12,900,000		1,550,925
3,200,000	19,189,000	10,700,000		1,802,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
			円	円
		舟田西枝線道路整備事業	2,295,000	2,295,000
		尻志田線道路整備事業	3,694,000	3,694,000
		旧競馬場跡地関連道路整備事業	42,107,000	42,107,000
		道路新設改良事業	7,333,000	7,332,100
		谷地頭線道路整備事業	54,753,000	54,753,000
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	12,398,000	12,398,000
		東中野門線道路整備事業	27,370,000	27,370,000
		新幹線側道2号線道路整備事業	1,030,000	1,029,000
		東中野門14号線道路整備事業	2,807,000	2,806,000
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	3,764,000	3,764,000
		東中野門線道路整備事業	2,800,000	2,800,000
		橋りよう維持補修事業	23,402,000	23,400,000
		厨川駅地下自由通路整備事業	38,833,000	38,816,000
		高櫓線道路整備事業	69,708,000	69,708,000
		本町通二丁目上田四丁目線道路整備事業	15,187,000	15,187,000
		柴沢下田線道路整備事業	24,003,000	24,003,000
		好摩西地区計画道路整備事業	9,171,000	9,171,000
		繫26号線道路整備事業	7,042,000	7,042,000
		みたけ4号線道路整備事業	31,177,000	31,177,000
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	29,421,000	29,421,000
		桝沢橋線道路整備事業	117,217,000	117,217,000
		南大橋明治橋線道路整備事業	84,244,000	84,243,000
		南大通二丁目南大橋線道路整備事業	14,543,000	14,543,000
		西青山一丁目上厨川2号線道路整備事業	2,009,000	2,008,000
		仙北町駅自由通路エレベーター整備事業	147,231,000	147,231,000
		芋田線道路整備事業	1,368,000	1,366,126
3	河川費	都市基盤河川改良事業	138,522,000	138,519,000

既 特 定 財 源	の 財 源		内 訳	
	左 入 源	未 収 入 特 定	財 源	一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	1,263,000	1,000,000		32,000
	2,032,000	1,600,000		62,000
		37,900,000		4,207,000
	4,033,000	2,900,000		399,100
	16,500,000	37,300,000		953,000
	6,819,000	5,000,000		579,000
	15,053,000	11,100,000		1,217,000
	566,000	400,000		63,000
	1,543,000	1,200,000		63,000
	2,071,000	1,600,000		93,000
		2,600,000		200,000
	12,870,000			10,530,000
	19,408,000	19,300,000		108,000
	38,339,000	28,200,000		3,169,000
	8,352,000	6,200,000		635,000
	13,202,000	10,700,000		101,000
	5,044,000	4,100,000		27,000
	3,873,000	2,800,000		369,000
	17,147,000	12,600,000		1,430,000
1,100,000	16,182,000	10,800,000		1,339,000
	64,470,000	52,500,000		247,000
	46,334,000	34,100,000		3,809,000
	7,999,000	5,900,000		644,000
	1,104,000	900,000		4,000
	80,977,000	59,700,000		6,554,000
	751,000	500,000		115,126
	92,346,000	46,100,000		73,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
	4 都市計画費	道明地区土地地区画整理事業	78,610,000	78,610,000
		都南中央第三地区土地地区画整理事業	389,290,000	388,960,000
		太田地区土地地区画整理事業	399,546,000	360,903,759
		梨木町上米内線街路事業	213,676,000	213,616,000
		盛岡駅南大通線街路事業	142,055,000	142,055,000
		明治橋大沢川原線街路事業	154,540,000	154,539,000
		盛岡駅青山線街路事業	17,830,000	17,830,000
		上厨川厨川五丁目線街路事業	37,952,000	37,012,000
		盛岡駅長田町線街路事業	493,000	493,000
		動物公園総務事務	9,200,000	9,200,000
		都市公園整備事業	17,468,000	17,467,200
		旧盛岡競馬場跡地整備事業	29,142,000	29,142,000
		盛岡南地区都市開発整備事業	19,300,000	19,300,000
		八幡町地区優良建築物等整備事業	25,610,000	25,610,000
		バス利用促進対策事業	2,917,000	2,917,000
	5 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	262,728,000	262,728,000
		公営住宅建設事業	393,440,000	393,440,000
9 消防費	1 消防費	危機管理事業	2,520,000	2,520,000
10 教育費	2 小学校費	土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業	36,251,000	36,251,000
		耐震補強事業	583,815,000	583,815,000
		学校施設等整備事業	35,424,000	35,424,000
	3 中学校費	城西中学校校舎改築事業	20,016,000	20,016,000
		耐震補強事業	116,564,000	115,582,720
	6 社会教育費	志波城跡保存整備事業	109,475,000	109,344,510
		管理運営事業	7,161,000	7,161,000
		埋蔵文化財調査事業	4,641,000	4,641,000
		盛南開発地区埋蔵文化財発掘調査活用事業	2,595,000	2,152,500

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
3,300,000	31,592,000	39,300,000		4,418,000
	198,495,000	171,500,000		18,965,000
2,014,200	132,619,000	203,500,000		22,770,559
	19,508,000	193,800,000	100,000	208,000
	78,131,000	63,900,000		24,000
	83,392,000	71,000,000		147,000
		17,700,000		130,000
		36,800,000		212,000
	493,000			
	4,600,000			4,600,000
	8,733,000	7,800,000		934,200
		21,800,000		7,342,000
	7,720,000	10,400,000		1,180,000
	12,805,000			12,805,000
	1,458,000	1,300,000		159,000
278,000	105,750,000	156,700,000		
57,000	188,783,000	204,600,000		
				2,520,000
	8,533,000	23,200,000		4,518,000
	289,044,000	283,100,000		11,671,000
				35,424,000
	7,817,000			12,199,000
	42,739,000	67,400,000		5,443,720
	51,176,000	42,800,000		15,368,510
				7,161,000
			4,641,000	
	861,000	1,100,000		191,500

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	125,396,000	125,394,960
		河川災害復旧事業	179,583,000	169,705,000
		公園災害復旧事業	49,966,000	49,966,000
		その他土木施設等災害復旧事業	4,449,000	4,448,850
	2 文教施設 災害復旧費	東北地方太平洋沖地震災害復旧事業	50,500,000	50,500,000
	3 農林業 災害復旧費	農地災害復旧事業	505,900,000	505,900,000
		農業用施設災害復旧事業	20,740,000	20,740,000
		林業施設災害復旧事業	166,287,000	166,287,000
	4 その他公共施設・公用施設 災害復旧費	総務施設災害復旧事業	104,474,000	104,474,000
	計			7,588,729,000

平成26年6月9日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	31,643,000	41,400,000		52,351,960
	49,524,000	99,700,000		20,481,000
	24,983,000	24,900,000		83,000
				4,448,850
	35,350,000			15,150,000
	491,737,000		13,854,000	309,000
		13,400,000		7,340,000
	153,517,000	4,200,000		8,570,000
	52,237,000	52,200,000		37,000
9,949,200	4,239,217,500	2,756,300,000	25,608,760	447,672,130

盛岡市長 谷 藤 裕 明



報告第 20 号

平成25年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

平成 25 年 度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	支出負担行為額	左 の 内 訳	
				支出済額	支出未済額
			円	円	円
6 農林費	1 農業費	農業基盤整備事業	142,089,970	141,026,970	1,063,000
8 土木費	2 道橋りょう路費	市道舗装二次改築事業	475,401,450	330,701,850	144,699,600
		永井街道線道路整備事業	28,243,827	18,969,787	9,274,040
		境観音堂線道路整備事業	35,078,741	18,138,341	16,940,400
		北街道線道路整備事業	45,885,052	20,253,932	25,631,120
	3 河川費	河川等維持管理事業 (単独)	41,843,867	28,132,187	13,711,680
		普通河川改良事業	17,075,000		17,075,000
	4 都市計画費	太田地区土地区画整理 事業	53,850,800	35,799,500	18,051,300
自転車の安全と利用促 進事務		68,976,391	55,594,151	13,382,240	
計			908,445,098	648,616,718	259,828,380

平成26年 6 月 9 日提出

により、平成25年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事故繰越し繰越計算書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
円	円	円	円	円	
	1,063,000			1,063,000	資材不足、作業員不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	144,699,600		144,625,320	74,280	資材不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	9,274,040		9,274,040		用地確認作業に不測の日数を要し、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	16,940,400		16,940,400		作業員不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	25,631,120		25,631,120		作業員不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	13,711,680		11,300,000	2,411,680	資材不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	17,075,000		17,075,000		関係機関との協議に不測の日数を要し、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	18,051,300		18,051,300		資材不足、作業員不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	13,382,240		13,310,000	72,240	関係機関との協議に不測の日数を要し、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	259,828,380		256,207,180	3,621,200	

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 21 号

平成25年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成25年度盛岡

平成 25 年 度 盛 岡 市 水 道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	1,685,603,000	1,388,505,598	270,959,000
計			1,685,603,000	1,388,505,598	270,959,000

平成26年6月9日提出

市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工負担金	他会計出資金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
50,600,000	3,015,000	16,900,000	200,444,000	26,138,402	0	入札不調により、契約締結が出来なかったこと等による。
50,600,000	3,015,000	16,900,000	200,444,000	26,138,402	0	

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 22 号

平成25年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成25年度盛岡市

平成 25 年度 盛 岡 市 下 水 道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	2,011,262,000	1,368,929,840	628,972,000
計			2,011,262,000	1,368,929,840	628,972,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 事業費	2 営業外費用	旧盛岡競馬場跡地盤施設整備事業	45,784,000	25,980,000	19,804,000
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	104,888,600	0	104,888,600
計			150,672,600	25,980,000	124,692,600

平成26年6月9日提出

下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等				
円	円	円	円	円	円	円	
295,300,000	111,696,000	201,770,456	20,205,544	13,360,160	0	入札不調により、契約締結ができなかったこと等による。	
295,300,000	111,696,000	201,770,456	20,205,544	13,360,160	0		

左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等				
円	円	円	円	円	円	円	
0	19,804,000	0	0	0	0	0	工法変更による。
円	円	円	円	円	円	円	
50,500,000	0	52,444,300	1,944,300	0	0	0	関係機関との工法調整による。
50,500,000	19,804,000	52,444,300	1,944,300	0	0	0	

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 5 月 20 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第29条の 6 第 4 項第 3 号中「第32条の 2 第 7 項」を「第32条の 3 第 7 項」に、「第 208条の 3」を「第 208条の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市保健所手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 5 月 22 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の67の 3 の項中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 6 月 12 日から施行する。



報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

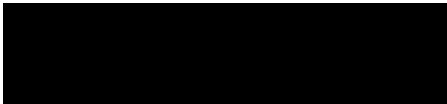
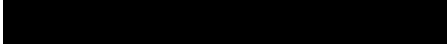
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 5 月 23 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 390,770円也
- 3 損害賠償の原因

平成 26 年 2 月 21 日盛岡市材木町地内において、市有車が相手方の車両に接触し損傷させたことによる。

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 5 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 67,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 3 月 30 日盛岡市永井13地割地内において、市道沼尻線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 5 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 3,240円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 4 月 13 日盛岡市上田字東黒石野地内において、市道清水頭西松園二丁目 1 号線を自動車で行中、道路上の破損していたアスファルト塊により車両を損傷したことによる。

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 5 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 11,870円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 5 月 14 日盛岡市前九年二丁目地内において、市道前九年二丁目 5 号線に自動車で自宅車庫から出庫する際、市道敷地内の破損した側溝に車輪を乗り上げ車両を損傷したことによる。